

TOKYU POINT CARD (デジタルカード) 会員規約

2022年5月10日制定

2024年7月11日改定

第1条 (会員)

会員とは、東急株式会社（以下「当社」といいます）に対し、TOKYU POINT CARD（デジタルカード）会員規約（以下「本規約」といいます）を承諾の上、当社が発行する「TOKYU POINT CARD（デジタルカード）」（以下「デジタルカード」といいます）への入会（以下「入会」といいます）をお申込みいただき、当社が入会を認め、会員情報（本規約第3条第1項で定義されます）の登録を完了した方をいいます。

第2条 (TOKYU POINT)

会員は、以下のサービスの提供を受けることができます。

イ) 会員は、本規約第5条の定めにより、TOKYU POINT（以下「ポイント」といいます）プログラム参加企業の中でデジタルカードが利用可能な加盟店（以下「加盟店」といいます）での商品のご購入およびサービスのご利用に際し、ポイントを貯めていただくことができます。

ロ) 会員は、本規約第7条の定めにより、貯めたポイントを当社または加盟店が提供する商品・サービス等との交換またはその代金の全部もしくは一部に充当することができます。

第3条 (入会)

1. 入会にあたっては、本規約をお読みいただき承諾いただいた上で、当社が指定するデジタルカードの会員登録用 WEB ページ等（以下「申込ページ」といいます）に、氏名・性別・生年月日・電話番号・現住所・電子メールアドレス・その他所定の事項等（以下「会員情報」といいます）を入力し、お申込みください。

2. 前項の申込みの内容を当社が承諾して、申込ページ上に「登録完了」の旨が表示されたときに、申込者と当社との間で、前項の申込内容および本規約に基づく会員契約が成立します。なお、入会申込み時にご入力いただいた会員情報に不足や誤りがある場合には、入会が認められず、会員情報の登録を完了できない場合がございます。

3. 小学生以下の方はご入会いただけません。

第4条（デジタルカードの発行）

1. デジタルカードは、スマートフォン等の端末からご利用いただけるカードで、現物でのカード発行はございません。

2. 1人の会員につき1つのデジタルカードおよび1つの会員番号（以下「会員番号」といいます）を発行します。

3. 会員情報の登録を完了する前であっても、当社が適切と判断する場合には、デジタルカードを発行することがあります。ただし、会員情報の登録を完了するまでの期間においても会員に準じて本規約の規定に従っていただくものとします。

4. 会員は、会員番号を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また、会員は、デジタルカードおよびポイントを第三者に譲渡、貸与し、または担保に供することはできません。

5. 前項に違反してデジタルカードが不正に使用された場合、そのために生じた一切の損害等について会員が責任を負うものとします。

第5条（ポイントの付与）

1. 会員は、ポイント付与の対象となる加盟店での商品のご購入またはサービスのご利用の際、ご精算前にデジタルカードを提示、または会員番号を登録する等の当社所定の手続きを行った場合には、当社が別途定める条件に応じてポイントが付与されます。

2. 加盟店により付与方法、付与率、対象商品・サービス、決済方法、付与日等が異なります。

3. ポイントの付与は、デジタルカード単位で行います。他のカードとデジタルカードのポイント残高を合算することはできません。

第6条（ポイントの照会）

ポイントの残高等は、〈業務委託先：東急カード株式会社〉（[東急カード株式会社ホームページ](#)）、TOKYU POINTデスク（電話番号：[東京]03-6432-7564 [札幌]011-290-7060）にて照会できます。また、加盟店によっては、お買上げレシートやお買物券発券

機等にて確認できるものもあります。

第7条（ポイントの利用）

1. 会員は、以下の方法でポイントを利用することができます。ただし、本規約第4条第3項に基づき会員情報の登録完了前にデジタルカードが発行された場合、ポイントの利用は、本規約第3条に定める方法により会員情報の登録が完了してから可能となります。

イ) 加盟店において商品・サービスの代金の全部または一部に充当する方法

ロ) 加盟店の指定するお買物券に引換える方法

ハ) 当社の指定する商品・サービスに引換える方法

二) その他当社または加盟店の指定する方法

なお、加盟店により、利用方法、利用条件、商品・サービス等が異なります。

2. ポイントの利用方法にかかわらず、釣銭はお出しできません。また、現金との引き換えもできません。

3. お買物券は加盟店が指定し、券面に記載された条件でご利用いただけます。お買物券の紛失・盗難・汚損・破損等による再発行は行いません。お買物券の紛失・盗難が発生した場合、加盟店および当社は一切の責任を負いません。

4. 会員がポイントを利用されることにより加盟店から提供を受ける商品・サービスに係る契約は、会員と当該加盟店との間で成立します。当社は、会員がポイントを利用することで加盟店から提供される商品・サービスについていかなる保証も会員に与えるものではなく、会員がポイントをご利用されることにより加盟店から提供を受ける商品・サービスについての責任を負いかねます。

第8条（ポイントの有効期限、失効）

1. 毎年、1月1日から12月31日までに貯めたポイントは、翌々年の12月31日まで有効とします。有効期限を過ぎたポイントは、無効となります。

2. 以下のいずれかに該当した場合、当該事由に該当した時点で、当該時点のポイントの残高の全てが失効し、ポイントのご利用ができなくなります。

イ) 会員が会員資格を喪失した場合

ロ) その他当社がポイントを失効させることが適切であり必要であると判断した場合

第 9 条（デジタルカードの利用の停止および会員資格の喪失）

1. 会員が本規約に違反した場合、違反するおそれがある場合、その他会員の利用状況が不適當であると当社が判断した場合、当社は会員に通知することなく、デジタルカードの利用の全部または一部を停止することができるものとし、会員はこれを予め承諾するものとします。また、これによる会員の不利益等が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 会員が、以下のいずれかに該当する場合、当社は、会員資格を喪失させる場合があります。この場合、再度入会ができなくなる場合がありますので予めご了承ください。なお、これらの措置を行う為に必要な情報を加盟店に提供する場合があります。

イ) 会員情報のいずれかの事項に虚偽があった場合

ロ) 本規約第 12 条の定めに従わず、サービス運営上、支障が生じた場合

ハ) 本規約に違反した場合

ニ) その他、会員として不適切な行為があった場合、または、当社が会員として不適切と判断した場合

3. 本規約第 4 条第 3 項に基づき会員情報の登録完了前にデジタルカードが発行されている場合、会員情報の登録完了前にご利用のアカウント等を変更した場合、発行されたデジタルカードの引継ぎを行うことができなくなります。

第 10 条（反社会的勢力の排除）

会員は、以下のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。また、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が会員として不適當と判断した場合には、当社は会員に通知することなく会員資格を喪失させることができるものとします。この場合、当該会員に損害、不利益等が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

イ) 会員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業の構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます）に該当した場合、または次の①、②のいずれかに該当した場合。

①自己、または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

ロ) 会員が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または、当社の業務を妨害する行為

⑤その他上記①から④に準ずる行為

第11条（退会）

1. 会員の都合によりデジタルカードの退会を希望される場合は、当社所定の手続きにより退会の手続きを行ってください。当該手続きが完了した時点をもって退会となります。

2. デジタルカードの最終ご利用日から3年間デジタルカードのご利用がない場合、または、初回ポイント付与日より3か月経過した時点で会員情報の登録が完了していない場合、自動的に退会となります。

3. 会員は、前二項に基づき退会となった場合、退会となった時点をもって会員資格を喪失します。

第12条（届出事項の変更）

会員情報等に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の手続きにより変更の手続きを行ってください。

変更の手続きがない場合は、当該会員によるデジタルカードの利用を停止することがあります。

第 13 条（返品・取消処理）

1. 購入の際にポイント付与された商品・サービスの返品・取消を行う場合は、デジタルカードおよびお買上げ時のレシート等を提示いただき、当該付与ポイント数を累計ポイントから差し引くものとします。
2. ポイントと交換またはポイントを充当した商品・サービスの返品・取消を行った場合は、返品・取消処理を行う加盟店の規定に基づき、交換または充当時と同数のポイントまたは返品・取消相当額のお買物券をお戻しします。現金での払戻しはいたしません。
3. 返品・取消により残高ポイントがマイナスになった場合は、マイナスポイント数に相当する金額を、1 ポイント 1 円換算により現金にてお支払いいただけます。

第 14 条（付帯サービス等）

1. 会員は、当社または当社の提携会社・加盟店が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下「付帯サービス等」といいます）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービス等およびその内容については、[東急カード株式会社ホームページ](#)でご確認いただけます。
2. 会員は、付帯サービス等の利用等に関する規約等がある場合には、それに従うものとし、カードの種類に応じて付帯サービス等の利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 当社および当社の提携会社・加盟店は、会員に事前に通知することなく、付帯サービス等およびその内容を変更することができるものとし、会員は、これを予め承諾するものとします。

第 15 条（不慮の事故による会員の損害）

天災地変等、当社の責に帰すべからざる事由により会員に生じた不利益等について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 16 条（準拠法）

本規約に基づく会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

第 17 条（本規約の追加、変更）

1. 本規約は民法第 5 4 8 条の 2 第 1 項に定める定型約款に該当し、当社は以下の場合に、当社の裁量により本規約を変更することがあります。

イ) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。

ロ) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 前項により、当社が本規約を変更する場合、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生日について、効力発生日の 1 ヶ月前までに、[東急カード株式会社ホームページ](#)に掲示し、またはその他当社所定の方法により本人会員にその内容をお知らせいたします。変更後の本規約の効力発生日以降に会員がデジタルカードを利用したときは、当該会員は本規約の変更に同意したものとみなします。

3. 当社は運営上の都合や障害の発生等により、本規約に定めるサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。

4. 当社は、前項に定める中断によって会員または他の第三者に生じた損害について、当社に故意または重過失がない限り、責任を負わないものとします。

第 18 条（その他の承諾事項）

会員は、デジタルカードに記録された会員番号等の情報が漏えいしたこと等により、デジタルカードの偽造、変造等が発生した場合またはそのおそれがある場合、直ちに当社にその旨の通知をするとともに、当社の指示に従い適切な措置を講じるものとします。デジタルカードが偽造、変造等されたことによって会員が受けた不利益等については、当社は、当社に故意または重過失がない限り、一切の責任を負いません。

お問合せ先

T O K Y U P O I N T デスク <業務委託先：東急カード株式会社>

（本社）〒158-8534 東京都世田谷区用賀 4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー

ナビダイヤル

0570-063-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

(東京) 03-6432-7564

(札幌) 011-290-7060

個人情報の取り扱いについて（重要事項）

お客様の個人情報の取り扱いにつきまして、下記の事項をご確認いただき、承諾の上お申込みください。

1. 入会申込内容の取り扱い

東急株式会社（以下「当社」といいます）は、「TOKYU POINT CARD（デジタルカード）」、（以下「デジタルカード」といいます）の入会申込みの受付を第三者へ委託することがあります（以下当該第三者を「委託先」といいます）。この場合、委託先は、お客様から、入会申込みにあたって会員情報を記載し提出いただいた入会申込内容（以下「申込内容」といいます）を厳重に管理の上、直ちに当社へ引き渡します。当社は、受領した申込内容を必要な保護措置を講じた上で厳重に管理・保管し、当社が定める時期に適切な方法により廃棄処分します。

2. 個人情報の収集、保有

申込フォームに記載いただいた事項、当社が別途定める方法により取得した事項および入会申込後に会員から通知を受ける等により当社が知り得た以下の個人情報は「TOKYU POINT」（以下「ポイント」といいます）のサービス提供および入会後のお客様の管理のために、当社によって保護措置を講じた上で収集、管理され、3.に記述する利用目的以外には利用および第三者への提供はいたしません。

- ①氏名、性別、生年月日、現住所、電話番号、電子メールアドレス等
- ②入会日、入会店舗、入会方法、会員番号、デジタルカードの状況
- ③ポイントの付与・利用・残高・付与および利用店舗、その他ポイントに関する取引履歴等の情報
- ④アンケート等で取得した情報

3. 個人情報の利用、提供

（1）当社は、ポイント事業およびこれに関連する事業において、以下の目的のために2.の個人情報を利用いたします。

- ①ポイントの付与、計算、利用等ポイント事業の円滑な運営のため（会員によるポイント利用に関連して必要な連絡等を行い、また、お問合せ、苦情等に対し適切に対応することを含む）

②当社の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発その他のマーケティング分析のため

③当社以外の宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス、市場調査、商品開発その他のマーケティング分析を外部から受託して行うため（個人を特定できないよう加工した分析結果を第三者へ提供する方法等によりマーケティングに活用することを含む）

④次項に定める目的のために必要な範囲で個人情報を第三者に提供するため

（２）当社は、以下の目的のために2.の個人情報を、保護措置を講じた上で適法かつ公正な手段により当社と提携する企業等（以下「提携会社等」といいます）に提供し、提携会社等が利用することがあります。

①宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

②商品、役務等に関する市場調査、商品開発その他のマーケティング分析

③商品等に関する案内

（３）当社は、ポイントの運営に伴う情報処理業務等の一部を第三者に委託する（以下「委託業務」といいます）場合に、保護措置を講じた上で、2.の個人情報を当該業務委託先に預託することがあります。なお、当該個人情報は委託業務以外の目的に利用することはありません。

4. 個人情報の開示・訂正・削除

（１）お客様は、当社および当社と個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。

（２）万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

5. 利用、提供中止の申出

3. の（１）（２）により、当社が当該情報を利用・提供している場合であっても、お客様から中止の

お申し出があった場合は、それ以降の個人情報の利用・提供を中止する措置をとります。

6. 個人情報の取り扱いに関するお問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除についてのお問合せや、利用・提供中止、その他のご意見のお申し出に關しましては、下記業務委託先までご連絡ください。

【東急カード株式会社お客様相談室】

〒158-8534 東京都世田谷区用賀4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー

ナビダイヤル

0570-026-109

<ナビダイヤルにつながらない方>

(東京) 03-3707-3100

(札幌) 011-290-5725

読み終わりましたら「戻るボタン (矢印)」で元のページにお戻りください。